令和2年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

呉 市

目 次

1	令	和2年度	健全们	2判断	比率	報告	書		
	(1)	総括表						 	 1
	(2)	実質赤字	比率					 	 2
	(3)	連結実質	赤字比	ː率 ·				 	 3
	(4)	実質公債	費比率	<u></u>				 	 4
	(5)	将来負担	比率					 	 5
2	令	和2年度	資金不	マ足比	,率報	告書	F		
	(1)	総括表						 	 6
	(2)	法適用企	:業・					 	 7
	(3)	法非適用	企業					 	 8

1 令和2年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断 比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

(単位:%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
02 年 度 決 算	_	_	8. 1	66. 7
01 年 度 決 算	_	_	9. 3	74. 4
早期健全化基準	11. 25	16. 25	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

注)実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「一」としている。

【参考】比率の概要

区分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税, 地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について, 歳出に対する歳入の資金不足額(いわゆる赤字額)を標準財政規模(市の一般財源の標準的な規模をいう。以下同じ。)の額で除したもの
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	市の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して, 市全体の歳出に対する歳入の資金不足額を, 標準財政規模の額で除したもの
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将 来負担すべき実質的な負債をとらえ た比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもの

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位:千円)

	坛 7	齿 山 <u> </u>	歳入歳出	翌年度へ	実質4	又支額	ᄔᅟᅟᅟᅟᅟ
会計名	歳入総額	歳出総額	差引額	繰り越す べき財源	02 年 度	01 年 度	比較
	А	В	C (A-B)	D	E (C-D)	F	E-F
一般会計	127, 647, 326	124, 653, 219	2, 994, 107	509, 392	2, 484, 715	971, 252	1, 513, 463
公園墓地事業	2, 810	2, 810	0	0	0	0	0
地域下水道事業	15, 282	14, 122	1, 160	0	1, 160	1, 864	△ 704
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	231, 270	77, 098	154, 172	154, 172	0	0	0
合 計	127, 896, 688	124, 747, 249	3, 149, 439	663, 564	2, 485, 875	973, 116	1, 512, 759

(単位:千円)

Ī	1	標準財政規模	56, 049, 651		864, 259
		うち、臨時財政対策債発行可能額	3, 205, 124	3, 131, 645	73, 479

(単位:%)

ウ 実質赤字比率	_	_	_
(参考:実質収支比率)	(4. 43)	(1. 76)	(2. 67)

注) 実質赤字額がない場合は、「一」としている。

【算定方法】

アのE欄の合計(※マイナスの場合のみ)

実質赤字比率 ウ =

1

(3)連結実質赤字比率

(単位:千円)

		1	(辛匹・111/
区 分	02年度 A	01年度 B	比較(A-B)
一般会計等の実質収支額	2, 485, 875	973, 116	1, 512, 759
特別会計の実質収支額	904, 976	811, 451	93, 525
国民健康保険事業(事業勘定)特別会計	558, 935	417, 508	141, 427
国民健康保険事業(直診勘定)特別会計	0	0	0
後期高齢者医療事業特別会計	180, 412	170, 352	10, 060
介護保険事業(保険勘定)特別会計	162, 490	223, 090	△ 60, 600
介護保険事業(サービス勘定)特別会計	0	0	0
駐車場事業特別会計	3, 139	501	2, 638
公営企業会計等の資金不足額又は資金剰余額	4, 712, 518	3, 972, 267	740, 251
病院事業会計	127, 140	137, 222	△ 10, 082
水道事業会計	2, 333, 329	1, 972, 155	361, 174
工業用水道事業会計	982, 094	870, 681	111, 413
下水道事業会計	1, 269, 709	991, 919	277, 790
集落排水事業特別会計	0	0	0
地方卸売市場事業特別会計	246	269	△ 23
野呂高原ロッジ事業特別会計	0	0	0
港湾整備事業特別会計	0	21	△ 21
内陸土地造成事業特別会計	0	0	0
臨海土地造成事業特別会計	0	0	0
合 計(ア+イ+ウ)	8, 103, 369	5, 756, 834	2, 346, 535
	一般会計等の実質収支額 特別会計の実質収支額 国民健康保険事業(事業勘定)特別会計 国民健康保険事業(直診勘定)特別会計 後期高齢者医療事業特別会計 介護保険事業(保険勘定)特別会計 介護保険事業(保険勘定)特別会計 駐車場事業特別会計 公営企業会計等の資金不足額又は資金剰余額 病院事業会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 地方卸売市場事業特別会計 野呂高原ロッジ事業特別会計 港湾整備事業特別会計 内陸土地造成事業特別会計 臨海土地造成事業特別会計	一般会計等の実質収支額2,485,875特別会計の実質収支額904,976国民健康保険事業(事業勘定)特別会計558,935国民健康保険事業(直診勘定)特別会計0後期高齢者医療事業特別会計180,412介護保険事業(保険勘定)特別会計162,490介護保険事業(サービス勘定)特別会計0駐車場事業特別会計3,139公営企業会計等の資金不足額又は資金剰余額4,712,518病院事業会計127,140水道事業会計2,333,329工業用水道事業会計982,094下水道事業会計1,269,709集落排水事業特別会計0地方卸売市場事業特別会計0港湾整備事業特別会計0内陸土地造成事業特別会計0臨海土地造成事業特別会計000	一般会計等の実質収支額2,485,875973,116特別会計の実質収支額904,976811,451国民健康保険事業(事業勘定)特別会計558,935417,508国民健康保険事業(直診勘定)特別会計00後期高齢者医療事業特別会計180,412170,352介護保険事業(保険勘定)特別会計162,490223,090介護保険事業(サービス勘定)特別会計00駐車場事業特別会計3,139501公営企業会計等の資金不足額又は資金剰余額4,712,5183,972,267病院事業会計127,140137,222水道事業会計2,333,3291,972,155工業用水道事業会計982,094870,681下水道事業会計1,269,709991,919集落排水事業特別会計00地方卸売市場事業特別会計00港湾整備事業特別会計00港湾整備事業特別会計021内陸土地造成事業特別会計00臨海土地造成事業特別会計00

(単位:千円)

工 標準財政規模 56,049,651 55,185,392 864,259			<u> </u>
	工 標準財政規模		007. 200

(単位:%)

才 連結実質赤字比率	_	_	_
(参考:連結実質収支比率)	(14. 45)	(10. 43)	(4. 02)

注)連結実質赤字額がない場合は、「-」としている。

【算定方法】

ア+イ+ウ(マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率 オ =

エ

(4) 実質公債費比率

(単位:千円)

	区 分	02年度 A	01年度 B	比較(A-B)
ア	元利償還金(公債費充当一般財源等額)	10, 944, 820	11, 578, 641	△ 633, 821
1	準元利償還金	1, 746, 960	1, 862, 344	△ 115, 384
	満期一括償還地方債に係る年度割相当額	0	0	0
	公営企業債の元利償還金に対する繰入金	1, 653, 565	1, 767, 644	△ 114, 079
	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	0	0	0
	債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)	92, 678	92, 619	59
	一時借入金の利子	717	2, 081	△ 1,364
	合 計(ア+イ)	12, 691, 780	13, 440, 985	△ 749, 205
ゥ	基準財政需要額に算入された公債費	7, 893, 833	8, 250, 395	△ 356, 562
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(元利償還分)	7, 277, 570	7, 455, 917	△ 178, 347
	事業費補正に係る基準財政需要額(元利償還分)	607, 744	785, 888	△ 178, 144
	密度補正に係る基準財政需要額(元利償還分)	8, 519	8, 590	△ 71
ェ	基準財政需要額に算入された準公債費	1, 657, 963	1, 638, 316	19, 647
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還分)	834, 898	845, 848	△ 10, 950
	事業費補正に係る基準財政需要額(準元利償還分)	796, 020	763, 964	32, 056
	密度補正に係る基準財政需要額(準元利償還分)	27, 045	28, 504	△ 1,459
	合 計(ウ+エ)	9, 551, 796	9, 888, 711	△ 336, 915

(単位:千円)

才 標準財政規模 56,049,651 55,185,392 864,259

(単位:%)

			<u> </u>	_
カ 実質公債費比率(単年度数値)	6.8	7.8	Δ 1.0	

(参考: 30年度 9.7, 29年度 10.4)

実質公債費比率(3か年平均)	8. 1	9. 3	△ 1.2
	J		

【算定方法】

(ア+イ) - (ウ+エ) 【3,139,984千円】

実質公債費比率(単年度数値) カ = ――――

【46, 497, 855千円】

オー(ウ+エ)

※【 】は令和2年度数値

(5)将来負担比率

(単位:千円)

			<u>(単位: T口)</u>
区 分	02年度 A	01年度 B	比較(A-B)
ア 将来負担額	162, 903, 362	169, 662, 132	△ 6, 758, 770
一般会計等に係る地方債の現在高	119, 769, 406	123, 859, 259	△ 4, 089, 853
債務負担行為に基づく支出予定額 (斎場整備事業)	447, 721	533, 403	△ 85, 682
公営企業債等繰入見込額 (下水道事業会計繰出分,阿賀マリノー般会計支援分等)	26, 260, 346	28, 057, 323	△ 1, 796, 977
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額 (市長事務部局,教育委員会,消防等)	15, 726, 938	16, 499, 059	△ 772, 121
設立法人の負債額等負担見込額 (土地開発公社負債額等)	698, 951	713, 088	△ 14, 137
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
イ 将来負担額の控除財源	131, 866, 969	135, 941, 045	△ 4, 074, 076
充当可能基金 (財政調整基金,減債基金等)	12, 178, 179	13, 943, 936	△ 1, 765, 757
充当可能な特定歳入 (都市計画税, 住宅使用料等)	13, 961, 898	15, 068, 973	△ 1, 107, 075
基準財政需要額算入見込額	105, 726, 892	106, 928, 136	△ 1, 201, 244
ウ 標準財政規模	56, 049, 651	55, 185, 392	864, 259
エ 算入公債費等の額	9, 551, 796	9, 888, 711	△ 336, 915

(単位·%)

_				<u> </u>
	才 将来負担比率	66. 7	74. 4	△ 7.7

「算定方法】 アーイ 【31,036,393千円】 将来負担比率 オ = ウーエ 【46,497,855千円】

※【 】は令和2年度数値

2 令和2年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、資金不足 比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

(単位:%)

		法適用企業				
区分	病院事業	水 道 事 業	工 業 用 水道事業	下水道 事 業		
02 年 度 決 算	_	_	_	_		
01 年 度 決 算	_	_	_	_		
経営健全化基準	20. 0					

注) 資金不足額がない場合は、「一」としている。

(単位:%)

						<u> </u>
	法非適用企業					
区分	宅地造成事業以外			宅地造成事業		
	集落排水事 業	地方卸売 市場事業	野呂高原 ロッジ事業	港湾整備 事 業	内陸土地 造成事業	臨海土地 造成事業
02 年 度 決 算	-	_	_	_	_	_
01 年 度 決 算	_	_	_	_	_	_
経営健全化基準			20	. 0		

注) 資金不足額がない場合は、「一」としている。

【参考】比率の概要

区 分	概要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における 資金不足について,公営企業の事業規模に対する比率を 表したもの

(2) 法適用企業

(ア) 資金不足額

(単位:千円)

				流動負債額	算入地方債 法 新姿	流動資産額	_{亲妈} 解消可能	資金不足額又	比較		
4	<u></u>	計	â	3	川	の現在高	川	資金不足額	02 年 度	01 年 度	比 权
					Α	В	С	D	E (A+B-C-D)	F	E-F
病	院	;	F	業	67, 367	0	194, 507	0	△ 127, 140	△ 137, 222	10, 082
水	道	三	ļ.	業	544, 786	0	2, 878, 115	0	△ 2, 333, 329	△ 1, 972, 155	△ 361, 174
エ	業 用	水道	直事	業	85, 629	0	1, 067, 723	0	△ 982, 094	△ 870, 681	△ 111, 4 13
下	水	道	事	業	821, 218	0	2, 090, 927	0	△ 1, 269, 709	△ 991, 919	△ 277, 790

注1)流動負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債等の控除額を除く。

(イ) 事業の規模

(単位:千円)

	営業収益の額	受託工事	事業(比較	
会 計 名	古来収益の領	収益の額	02 年 度	01 年 度	北 収
	G	Н	I (G-H)	J	I – J
病院事業	462, 379	0	462, 379	489, 561	△ 27, 182
水 道 事 業	5, 404, 729	101, 970	5, 302, 759	4, 923, 788	378, 971
工業用水道事業	574, 525	0	574, 525	555, 357	19, 168
下水道事業	4, 894, 838	0	4, 894, 838	4, 501, 342	393, 496

(ウ)資金不足比率

(単位:%)

会 計 名	02年度 K	01年度 L	比較 K-L
病院事業	-	_	-
水道事業	_	_	_
工業用水道事業	_	_	-
下水道事業	_	_	-

注)資金不足額がない場合は、「一」としている。

【算定方法】		
資金不足比率(ウ)	E(プラスの場合のみ) =	
克亚尔尼比牛()	I	

注2) 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

(3) 法非適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

(ア) 資金不足額

(単位:千円)

	歳出額 算入	算入地方債 歳入額	解消可能	資金不足額又	比較		
会 計 名	成山蝕	の現在高	成八台	資金不足額	02 年 度	01 年 度	11. 拟
	Α	В	С	D	E (A+B-C-D)	F	E-F
集落排水事業	520, 437	0	520, 437	0	0	0	0
地方卸売市場事業	69, 312	0	69, 558	0	△ 246	△ 269	23
野呂高原ロッジ事業	48, 138	0	48, 138	0	0	0	0
港湾整備事業	1, 024, 715	0	1, 024, 715	0	0	Δ 21	21

注) 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

(イ) 事業の規模

(単位:千円)

					\ + - - - - - - - - - -
	呂耒収益の祖 ロサ の	受託工事	事業は	の規模	比較
会 計 名	古未牧霊の領	収益の額	02 年 度	01 年 度	比 权
	G	Н	I (G-H)	J	I – J
集落排水事業	56, 966	0	56, 966	52, 260	4, 706
地方卸売市場事業	69, 289	0	69, 289	70, 496	△ 1, 207
野呂高原ロッジ事業	30, 893	0	30, 893	70, 019	△ 39, 126
港湾整備事業	446, 207	0	446, 207	482, 011	△ 35, 804

(ウ)資金不足比率

(<u>単位:%)</u>

会 計 名	02年度 K	01年度 L	比較 K-L
集落排水事業	-	-	-
地方卸売市場事業	-	_	_
野呂高原ロッジ事業	-	-	-
港湾整備事業	1	1	-

注) 資金不足額がない場合は、「一」としている。

【算定方法】			
資金不足比率(ウ)	=	E(プラスの場合のみ) 	

イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

(ア) 資金不足額

/ <u>>>/</u> /-	_	_	\blacksquare
(+++ 4)	. i	_	ш١
\ = 1	• •		

会 計 名	歳出額	算入地 方債の 現在高	歳入額	土地収入 見 込 額	解消可 能資金 不足額	計
	Α	В	С	D	Е	F (A+B-C-D-E)
内陸土地造成事業	460, 231	0	460, 231	135, 291	0	△ 135, 291
臨 海 土 地 造 成 事 業	2, 407, 803	0	2, 411, 621	3, 010, 917	0	△ 3, 014, 735

注1)歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2) 土地収入見込額は、完成後売出しを開始している土地について、帳簿価格と時価を 比較し、いずれか低い額を計上している。

(単位:千円)

						(+ - 1 1 1
会 計 名	地方債残高	長 期 借入額	計	資金不足額又は資金剰余額 (-F>0場合, F -F<0場合, 「F+I」又は「0」 のいずれか小さい方		比較
	G	Ι	I (G+H)	02年度 J	01年度 K	J-K
内陸土地造成事業	434, 200	0	434, 200	0	0	0
臨 海 土 地 造 成 事 業	8, 126, 000	0	8, 126, 000	0	0	0

(イ) 事業の規模

(単位:千円)

			\ + + + 1 1 1		
	事業	の規模			
会 計 名	02 年 度	01 年 度	比較		
	L	М	L-M		
内陸土地造成事業	434, 200	459, 200	△ 25,000		
臨 海 土 地 造 成 事 業	8, 126, 000	10, 499, 000	△ 2, 373, 000		

(ウ)資金不足比率

(単位:%)

会 計 名	02年度 N	01年度 O	比 較 N-O
内陸土地造成事業	_	_	_
臨海土地造成事業	_	_	_

注)資金不足比率がない場合は、「一」としている。

【算定方法】			
次会工口比索(占)	_	J (プラスの場合のみ)	
資金不足比率(ウ)	=	L	-

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

			一般会計						$\overline{}$
般	加入己	L 4#	公園墓地事業特別会計		実質赤字比率	4		/ \ 1	7 / /
会計等	一般会計 に属する 別会計		地域下水道事業特別会計		字 比				
.,	мдп		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	_	率し				
			国民健康保険事業(事業勘定)特別会計						
	一般会計		国民健康保険事業(直診勘定)特別会計						
	以外の特 会計のう 公営企業	ち	後期高齢者医療事業特別会計			連結	i	実質	将来
	係る特別計以外の	」会	介護保険事業(保険勘定)特別会計			美 質 +		公債	負 担
	別会計		介護保険事業(サービス勘定)特別会計			赤字比	: !	費比率	比率
		ı	駐車場事業特別会計		^	率		学 -	
公		法	病院事業会計						
公営事業会計		一適用	水道事業会計	\bot	資「	2			
美会		企業	工業用水道事業会計		金不				
計			下水道事業会計		足比				
	公営企 業に係		集落排水事業特別会計		率()				
	る会計	法	地方卸売市場事業特別会計		会計ご				
		非適	野呂高原ロッジ事業特別会計		とに				
		用企業	港湾整備事業特別会計		算 定				
		業	内陸土地造成事業特別会計	7	Æ [/	7	<u></u>		
			臨海土地造成事業特別会計		\bigvee		<u>/</u>		
							7	<u> </u>	7
一部事 広域連	務組合及 合等	び	広島県後期高齢者医療広域連合						\int
地方公 第三セ	社・ クター等		呉市土地開発公社, 広島県信用保証協会, (一財) 呉海員会館,斎島汽船(株)						

【中核市】令和元年度 財政指標一覧表

(単位:%)

							,	(単位:%)
番口		都市名	実質赤字	実質連結	順	実質公債	順	将来負担
号			比率	赤字比率	位	費比率	位	比率
1	北海道	函館市	-	-	37	7.3	35	52.4
2	北海道	旭川市	-	_	43	8.1	51	90.7
3	青森県	青森市	-	-	58	15.0	52	93.6
4	青森県	八戸市	-	-	48	9.8	55	127.4
5	岩手県	盛岡市	-	-	47	9.5	37	63.0
6	秋田県	秋田市	=	-	45	9.3	43	72.2
7	山形県	山形市	=	-	40	7.9	50	88.0
8	福島県	福島市	=	-	7	1.2	20	14.3
9	福島県	郡山市	-	-	20	4.3	1	-
10	福島県	いわき市	-	-	35	7.0	22	22.3
11	栃木県	宇都宮市	-	-	27	5.3	1	-
12	群馬県	前橋市	=	-	40	7.9	39	66.6
13	群馬県	高崎市	-	-	28	5.5	31	47.6
14	埼玉県	川越市	-	-	29	5.7	41	68.9
15	埼玉県	川口市	-	-	30	5.8	18	7.9
16	埼玉県	越谷市	-	-	36	7.2	21	15.2
17	千葉県	船橋市	-	-	6	0.7	23	24.1
18	千葉県	柏市	-	-	10	2.2	1	-
19	東京都	八王子市	-	_	3	△ 0.7	1	_
20	神奈川県	横須賀市	_	_	32	6.6	26	31.4
21	富山県	富山市	-	-	44	8.5	54	125.5
22	石川県	金沢市	-	_	31	5.9	36	60.5
23	福井県	福井市	-	_	50	10.3	53	95.6
24	山梨県	甲府市	-	_	33	6.8	44	72.4
25	長野県	長野市	_	-	12	2.8	32	50.7
26	岐阜県	岐阜市	-	_	21	4.5	1	_
27	愛知県	豊橋市	_	_	19	3.7	33	51.4
28	愛知県	岡崎市	-	_	1	△ 1.0	1	_
29	愛知県	豊田市	_	_	12	2.8	1	_
30	滋賀県	大津市	_	_	9	2.1	1	_
31	大阪府	豊中市	_	_	15	3.1	1	_
32	大阪府	高槻市	-	-	3	△ 0.7	1	-
33	大阪府	枚方市	-	-	2	△ 0.8	1	-
34	大阪府	八尾市	-	-	24	5.1	19	10.0
35	大阪府	寝屋川市	-	-	5	0.4	1	-
36	大阪府	東大阪市	=	-	24	5.1	16	5.4
37	兵庫県	姫路市	=	-	16	3.2	1	-
38	兵庫県	尼崎市	=	-	55	12.1	40	67.6
39	兵庫県	明石市	=	-	14	3.0	24	25.5
40	兵庫県	西宮市	-	-	17	3.3	17	6.3
41	奈良県	奈良市	-	-	53	11.2	57	137.3
42	和歌山県	和歌山市	-	-	54	11.3	56	127.6
43	鳥取県	鳥取市	-	-	50	10.3	42	69.6
44	島根県	松江市	-	-	56	12.5	49	83.6
45	岡山県	倉敷市	-	-	23	4.7	30	43.1
46	広島県	呉市	-	_	45	9.3	45	74.4
47	広島県	福山市	=	-	8	1.4	1	-
48	山口県	下関市	-	-	48	9.8	47	82.2
49	香川県	高松市	-	-	39	7.8	46	77.1
50	愛媛県	松山市	-	-	38	7.7	34	51.8
51	高知県	高知市	-	-	57	14.2	58	180.2
52	福岡県	久留米市	-	-	18	3.4	27	32.5
53	長崎県	長崎市	-	-	40	7.9	48	82.7
54	長崎県	佐世保市	-	-	21	4.5	1	-
55	大分県	大分市	-	-	24	5.1	28	36.1
56	宮崎県	宮崎市	=	-	33	6.8	29	40.3
57	鹿児島県	鹿児島市	-	-	11	2.5	25	30.0
58	沖縄県	那覇市	_	_	52	10.4	38	64.9
JO	71 4621	141 177 1						

【県内市】令和元年度 財政指標一覧表

(単位:%)

							(十四.707
番号	都市名	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	順位	実質公債 費 比 率	順位	将来負担 比 率
1	広島市	ı	ı	11	12.4	14	183.7
2	呉市	-	ı	9	9.3	8	74.4
3	竹原市	-	-	8	8.8	10	84.8
4	三原市	-	ı	5	6.3	5	41.9
5	尾道市	ı	I	6	6.4	4	34.5
6	福山市	-	-	2	1.4	1	-
7	府中市	-	1	9	9.3	7	74.1
8	三次市	-	ı	7	7.0	6	52.8
9	庄原市	-	ı	12	13.2	12	111.9
10	大竹市	-	_	14	16.1	13	157.3
11	東広島市	-	_	1	0.5	1	-
12	廿日市市	-	_	3	4.7	9	74.7
13	安芸高田市	-	-	13	13.8	11	94.1
14	江田島市	-	-	4	6.2	3	23.4
	平 均	-	-		8.2		72.0

令和2年度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見書

呉市監査委員



呉 監 第 1 2 0 号 令和 3 年 8 月 2 0 日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

奥 野 彰

沖 本 恭 治

藤原広



令和2年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、審査に付された令和2年度呉市健全化判断比率及び資金不足比 率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、別紙のとおり意 見を決定したので提出します。

目 次

令	和 2	年度	長中健全	化判断	比率	逐及び	資金	不足比	1率審	査意り	見	
第	1	審查	匠の対象		••••		••••					1
第	2	審查	その期間 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん		••••		••••					1
第	3	審查	で概要		••••		••••					1
第	4	審查	その結果	•••••	• • • • •		••••	• • • • • • • • •				1
	1	健全	2化判断比	率 …	••••		••••					2
	(1)	健全	2化判断比	率の状	況		••••	• • • • • • • •				2
		ア	実質赤字	比率	••••							2
		イ	連結実質	赤字比	率							2
		ウ	実質公債	費比率	•••		••••			• • • • • • •		3
		エ	将来負担	.比率	••••							4
	(2)	是正	E改善を要	する事	項		••••			•••••		5
	2	資金	全不足比率		• • • • •		••••	• • • • • • • •				6
	(1)	資金	全不足比率	の状況			••••			•••••		6
	(2)	是正	三改善を要	する事	項							6

令和2年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率,将来負担比率(以下「健全化判断比率」と総称する。)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月6日から8月12日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和2年度(以下「当年度」という。)の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、呉市監査基準に準拠して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる 事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確に作成されているも のと認めた。

なお,各比率の状況及び審査意見並びに是正改善を要する事項は,次のとおりである。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は,第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

(単位 %)

区 分	R 2 年度	R 1 年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率	_	_	_	11. 25
連結実質赤字比率	_	_	_	16. 25
実質公債費比率	8. 1	9. 3	△ 1.2	25. 0
将来負担比率	66. 7	74. 4	△ 7.7	350.0

- (注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「一」で表示している。
 - 2 各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を 定めなければならない。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等(一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計,公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。)について、歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模(標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。以下同じ。)で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は2,485,875千円の黒字となっており、 対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き, 健全な財政運営の確保に努められたい。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営事業会計(16会計)を合わせた 全会計(20会計)の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対 する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は8,103,369千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き, 健全な財政運営の確保に努められたい。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない公債費の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費(以下「元利償還金」という。)及びこれに準じた経費(以下「準元利償還金」という。)を、標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は8.1%で,前年度に比べ1.2ポイント低下し, 早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

ここで、当年度の実質公債費比率の算定基礎は平成30年度から当年度までの数値であり、令和元年度の算定基礎は平成29年度から令和元年度までの数値であることから、重複していない当年度と平成29年度の数値を単年度で比較してみると、第2表のとおりである。

第2表 単年度数値の比較表

(単位 千円, %)

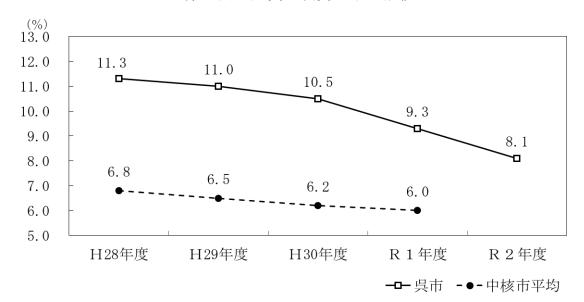
			(単位 -	<u> </u>
区分	R 2 年度	H 29 年 度	増減	増減率
元利償還金	10, 944, 820	11, 533, 788	△ 588, 968	△ 5.1
準元利償還金	1, 746, 960	2, 990, 431	△ 1, 243, 471	△ 41.6
合 計 (A)	12, 691, 780	14, 524, 219	△ 1,832,439	△ 12.6
基準財政需要額に算入された公債費	7, 893, 833	8, 055, 468	△ 161, 635	△ 2.0
基準財政需要額に算入された準公債費	1, 657, 963	1, 648, 776	9, 187	0.6
合 計 (B)	9, 551, 796	9, 704, 244	△ 152, 448	△ 1.6
標準財政規模 (C)	56, 049, 651	55, 840, 483	209, 168	0.4
(A) - (B)	3, 139, 984	4, 819, 975	△ 1,679,991	△ 34.9
(C) - (B)	46, 497, 855	46, 136, 239	361, 616	0.8
実質公債費比率 (単年度数値) $\frac{(A) - (B)}{(C) - (B)}$	6.8	10. 4	△ 3.7	_
実質公債費比率 (3か年平均)	8.1	11.0	△ 2.9	_

当年度は、平成29年度に比べ、実質公債費比率の単年度数値が3.7ポイント低下している。

この主な要因は、標準税収入額等の増により標準財政規模が209,168千円 増加したため、分母((C)-(B))で361,616千円(0.8%)増加し、加えて、 準元利償還金が1,243,471千円減少したため,分子((A)-(B))で1,679,991千円(34.9%)減少したことによるものであり,これにより,前述のとおり,実質公債費比率(3か年平均)も低下している。

しかし,前年度の数値を中核市平均と比較してみると,3.3ポイント上回っていることから,今後も,地方債の借入れには慎重を期し,健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、実質公債費比率の最近5年間の推移は、第1図のとおりである。



第1図 実質公債費比率の推移

工 将来負担比率

将来負担比率は,一般会計等が将来的に負担することになっている実質 的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し,その額から負債の償還に充 てることができる基金等の額を控除の上,標準財政規模を基本とした額で 除したものである。

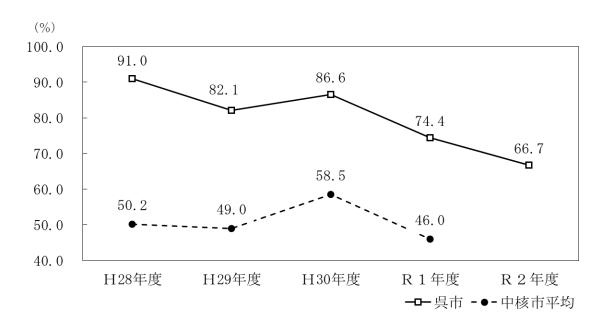
当年度の将来負担比率は66.7%で、前年度に比べ7.7ポイント下回っており、早期健全化基準(350.0%)も下回っている。

この主な要因は、将来負担額として計上される一般会計等に係る地方債の現在高で4,089,853千円(3.3%)、将来負担額の控除財源である充当可能基金で1,765,757千円(12.7%)、それぞれ減少したものの、将来負担額

の減少額が、将来負担額の控除財源の減少額を上回ったことにより、実質的な将来負担額が前年度に比べ2,684,694千円(8.0%)減少したことによるものである。

しかし,前年度の数値を中核市平均と比較してみると,28.4ポイント上回っていることから,引き続き,健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、将来負担比率の最近5年間の推移は、第2図のとおりである。



第2図 将来負担比率の推移

(2) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

(1) 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

R 2 年度 \overline{X} 分 院 事 業 会 計

第3表 資金不足比率の状況

経営健全 R 1 年度 化基準 法 谪 事 業 水 道 会 計 用 工業用水道事業会計 企 業 下水道事業会計 集落排水事業特別会計 法 地方卸売市場事業特別会計 20.0 非 宅地造成 事業以外 野呂高原ロッジ事業特別会計 適 用 港湾整備事業特別会計 企 内陸土地造成事業特別会計 宅地造成 業 事 臨海土地造成事業特別会計

資金不足比率は、一般会計等の実質収支に該当する公営企業会計における資 金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

対象となる公営企業10会計において、資金不足額は発生していない。

その上、当年度の資金剰余額は、法適用企業では病院事業会計が127,140千 円, 水道事業会計が2,333,329千円,工業用水道事業会計が982,094千円,下水 道事業会計が1,269,709千円となっており、法非適用企業では地方卸売市場事 業特別会計が246千円となっている。

しかし、下水道事業会計をはじめ、多くの会計で一般会計からの繰入金等が あり、法非適用企業においては、当該繰入れにより収支均衡を図っているもの もある。

ついては、当該繰入金等の減少を図るなど、一層、健全な財政運営の確保に 努められたい。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

資金不足額がない場合は, 「-」で表示している (注) 1

経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。